

支払ボンドについての検討事項

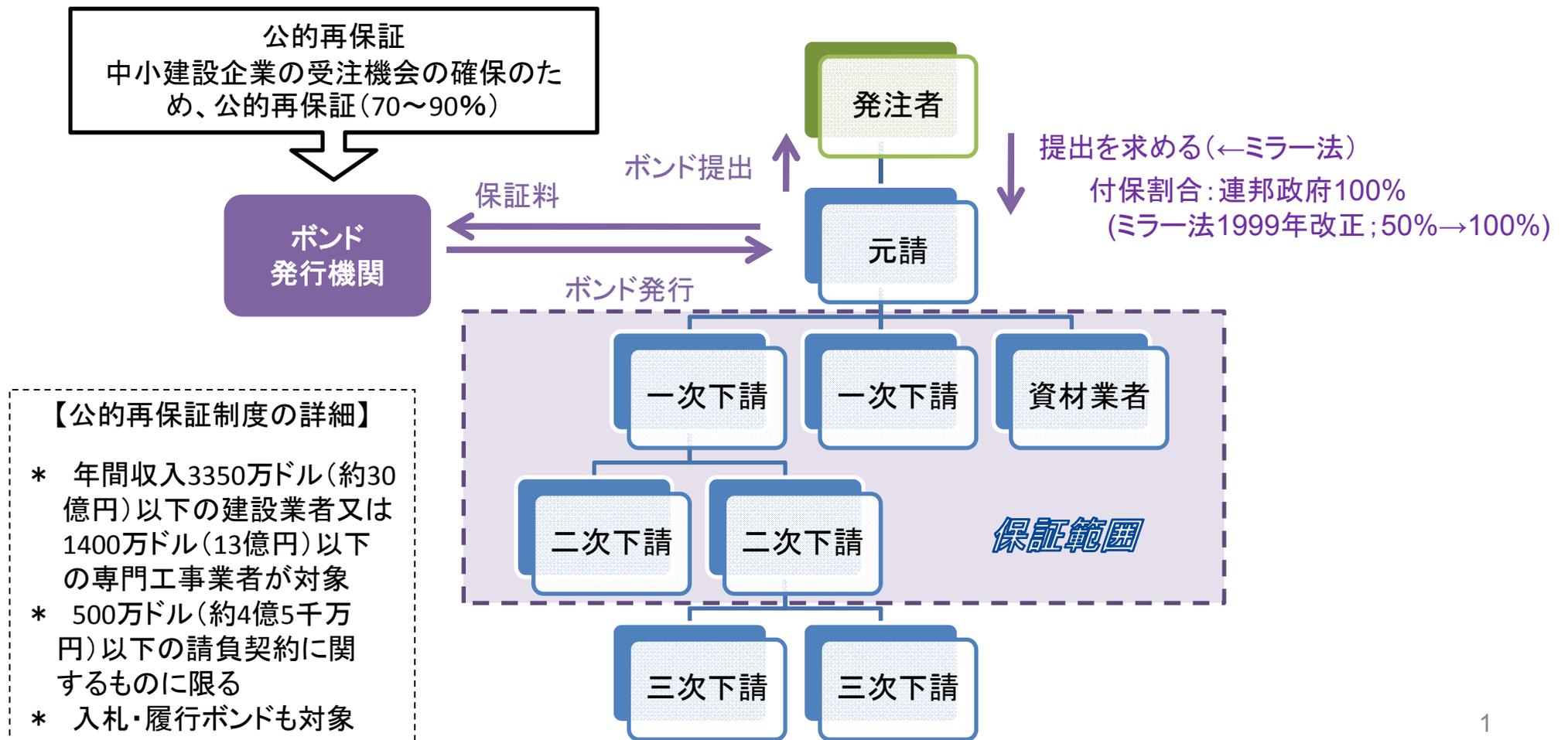
平成22年7月30日

米国の支払ボンド制度 (Labor and Material Payment Bonds)

○支払ボンドとは

元請企業による下請代金の不払・支払遅滞が生じた場合に、金融機関が下請企業への支払を保証する保証証書(支払ボンド)を、元請企業があらかじめ発注者に提出する仕組み。

○スキーム



保証ボンド再保険プログラムの仕組み

1. 目的、概要

- 保証ボンド再保険プログラムは、通常の市場ではボンドを得られないような中小企業が、再保険によりボンドを得られるようにすることを目的。入札ボンド、履行ボンド、支払ボンドを再保険。

2. 再保険の対象

- 再保険の対象となる企業の規模要件は、業種毎に設定。NAICS コードに応じて、建設業(土木・建築)については売上高 3350 万ドル以下、専門工事業者については売上高 1400 万ドル以下。
- 再保険の対象となるボンドの上限額が設定。従来 200 万ドル以下であったものが、オバマ政権のアメリカ回復・再投資法によって 500 万ドル以下(連邦発注工事の場合 1000 万ドル)に引き上げ。

3. 再保険の内容

- 事前承認プログラム及び優先プログラムの2つによって構成。
- 事前承認プログラムは、付保割合90%(10万ドル以下の契約)と80%(10万ドル以上の契約)となっており、中小企業庁担当官の事前承認が必要。
- 優先プログラムは、付保割合70%。SEA の事前承認なしで、ボンドの再保険をできる。加入した場合、当初、2-3年は監査が義務付けられる。

4. 再保険の運営、予算

- 合計 22 名(本部 10 名(ワシントンDC)、支部 12 名(6 名:デンバー、6 名シアトル)が従事して、連邦政府(中小企業庁及び財務省)が基金を直接運営。
- 再保険は、保証会社からの保険料(保証料の 26%)及び中小企業からの利用料(契約額の 0.729%)を収入とし、一部、財政資金が充当(2010 年 100 万ドル、2009 年 200 万ドル、2008 年まで 300 万ドル)。入札ボンドは保険料なし。
- 2009 年度は、6135 件、保証額 28 億ドルを保証。
- 基金の年間運用経費(人件費、間接経費)は 490 万ドルであり、中小企業庁が管理。年間の保証請求額は約 5000 万ドル。
- 万が一に備え、財務省において、一定額の準備金を積み立てている。(2010 年度の準備金額は、2080 万ドル)

フランスの下請代金支払保証について

○発注者から下請(1次)に対する直接払い(公共工事)、又は、元請の支払遅延時の下請から発注者への直接請求(民間工事)が基本。

○補完的な措置として、金融機関からの下請代金支払い保証の仕組みを置く(公共工事の2次下請以下の下請債権及び民間工事全般の下請債権)ことにより、発注者の負担を軽減。

根拠法令: 1975年の下請に関する法律

○公共工事の場合

1. 発注者からの下請への直接払い(1次下請)

・元請は、下請契約を行おうとする場合には、下請工事の内容、金額、下請業者についてあらかじめ発注者の承認が必要

・発注者は、承認した下請業者に対して下請代金を直接支払う。

2. 保証又は発注者からの直接払い(2次下請以下)

・1次下請がさらに下請契約を行おうとする場合には、当該1次下請は、下請代金の支払いに係る金融機関からの保証を得ることが必要。

・ただし、発注者からの直接払い契約を結んでいる場合、保証は不要

○民間工事の場合

1. 下請から発注者への直接請求

・元請は、下請契約を行おうとする場合には、下請工事の内容、金額、下請業者についてあらかじめ発注者の承認が必要

・下請が元請に対して支払催告後1ヶ月以内に、元請が下請代金を支払わない場合、発注者からの承認を得た下請は、発注者に直接請求を行うことができる。

2. 保証又は発注者からの直接払い

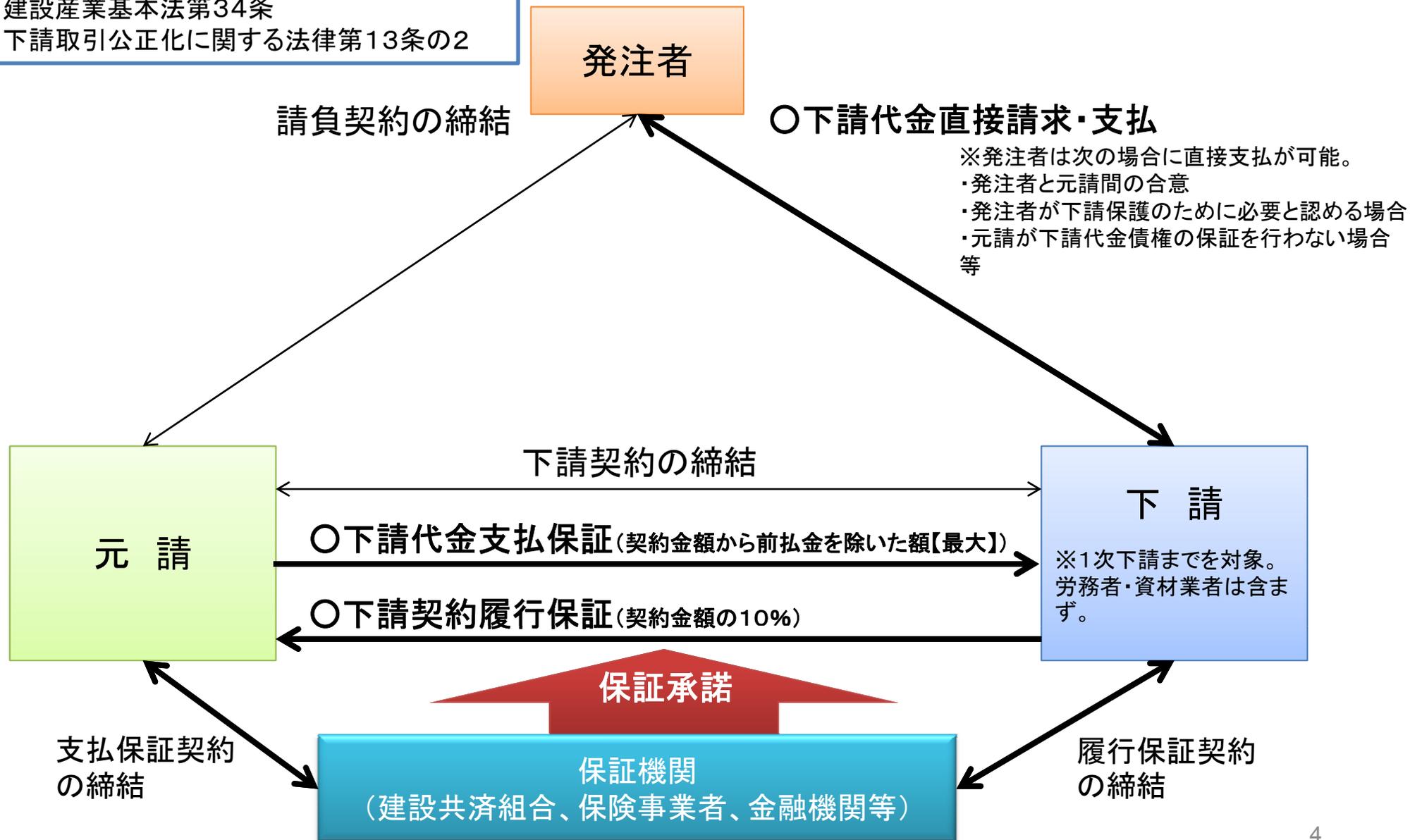
・元請は、下請代金の支払いに係る金融機関からの保証を得ることが必要

・ただし、発注者からの直接払い契約を結んでいる場合、保証は不要

韓国の建設工事における下請代金債権の保護

【根拠法令】

- ・建設産業基本法第34条
- ・下請取引公正化に関する法律第13条の2



支払ボンド導入に当たっての主な論点(メモ)

1. ボンド引受けに伴うリスクを分散する仕組みの構築
2. ボンド引受けに必要な機能と引受機関
3. 引受けリスクを抑えるための措置
4. 契約・取引の更なる適正化を通じた導入環境の整備

ボンド引受けに伴うリスクを分散する仕組みの構築

○ 支払ボンドの円滑な導入を図るため、一定のリスクを軽減・分散させるシステムが必要ではないか

問題意識

- 支払ボンドは、再生型企业でも対象となり、1件の損害が巨大となるおそれがあるリスクが高い商品。
- 米国では、財務の脆弱な中小建設業者が市場で履行ボンド・支払ボンドを得られるよう、債務弁済が生じた場合に連邦政府がボンド引受機関に対して一定の弁済(70~90%)を行う公的再保証システムが存在。
- 我が国でも、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律やエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく保険制度において、巨大損害リスク等に対応した再保証の仕組みがある。

論点

- ボンド引受機関が通常引き受けることが困難な巨大リスクを分散させるため、我が国でも再保証システムを検討することが必要ではないか。
- 必要となる再保証システムは、一定の保証限度額を設定した上で、最大規模の元請企業の倒産が起こった場合にも保証金支払に耐えられる規模が必要ではないか。

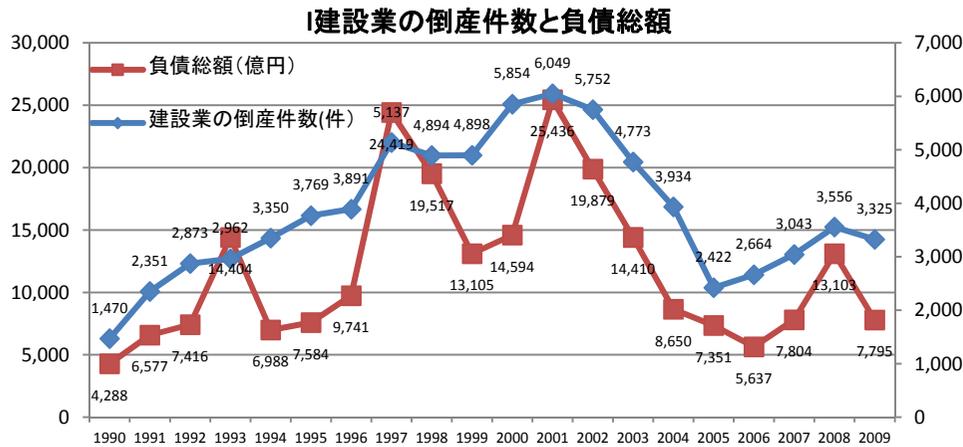
支払ボンド引受機関のリスクに係る構成要素

支払ボンド引受機関が抱えるリスクの構成要素について

$$\text{支払ボンド引受機関のリスク} = \text{①倒産確率 (デフォルト率)} \times \text{②1社当たりの負債総額} \times \text{③下請企業への未払割合 (支払手形・工事未払い金/負債)}$$

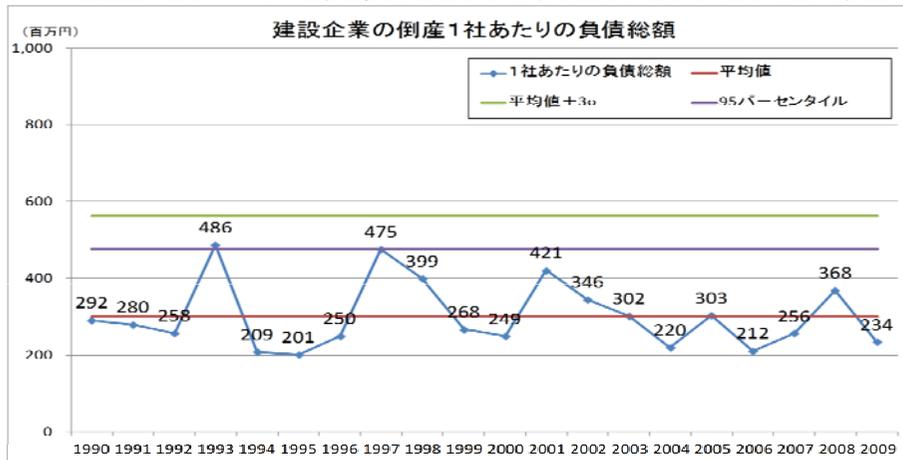
① 倒産確率

年間倒産件数(≒デフォルト率)は経済動向により大きく変動



②-1 一社当たりの平均負債総額

1社あたりの平均負債総額は、倒産件数ほど大きく変動しない



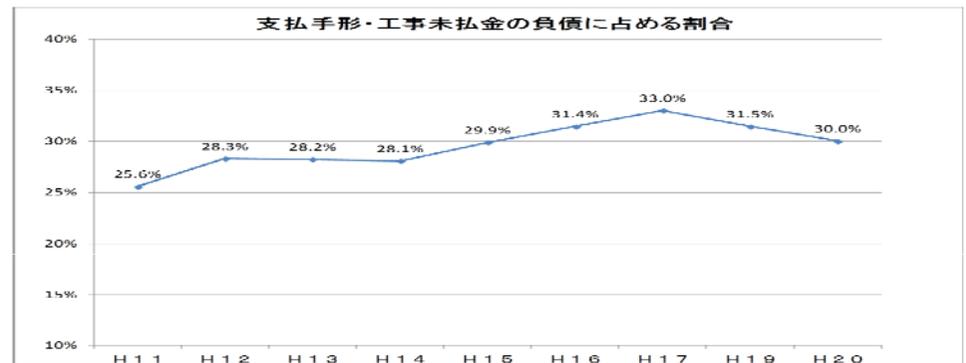
②-2 年度ごとの倒産による負債額の変動

年度毎の建設業の倒産のうち、最大の負債総額の推移(右表)を見ると、負債総額の変動幅は大きく、これが支払ボンド引受機関にとって大きなリスク

年度	会社名	負債総額(億円)
1996年度	A社	624
1997年度	B社	5,110
1998年度	C社	4,067
2000年度	D社	832
2001年度	E社	4,499
2002年度	F社	2,712
2003年度	G社	2,153
2004年度	H社	527
2005年度	I社	833
2006年度	J社	90
2007年度	K社	400
2008年度	L社	638
2009年度	M社	1,509

③ 下請企業への未払割合

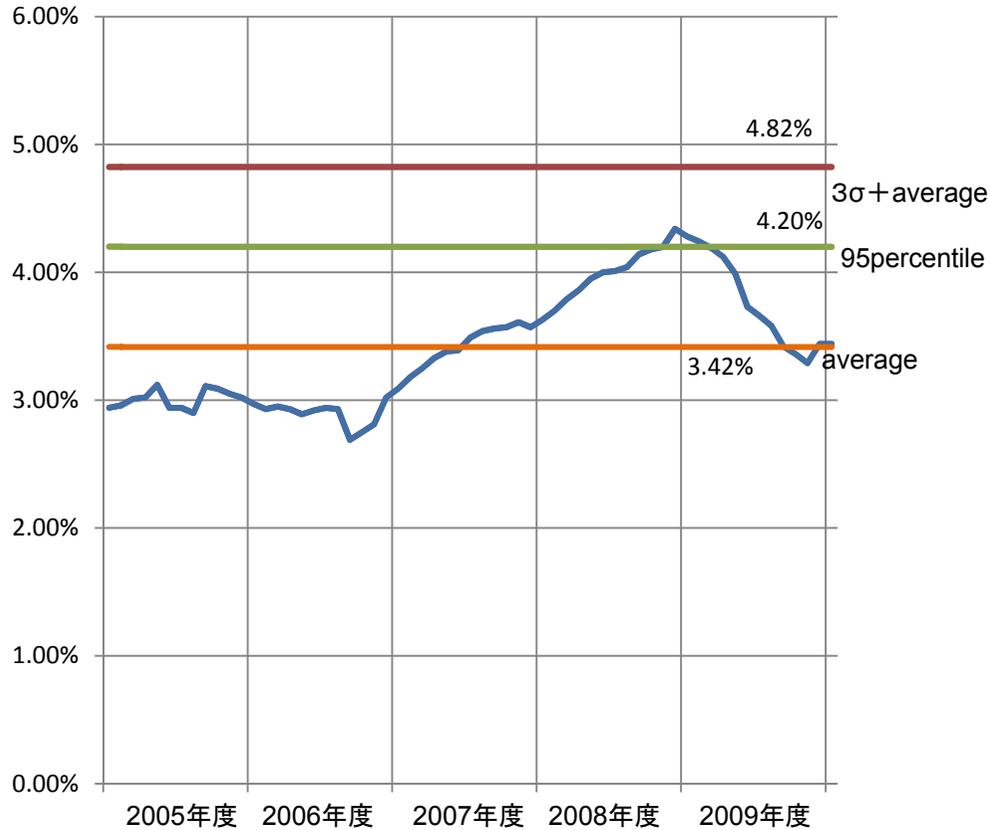
下請企業への未払割合(支払手形・工事未払金/負債)は、30%前後で推移し、大きく変動しない



出所:①、②:帝国データバンク「全国企業倒産集計」

③:建設業情報管理センター「建設業の経営分析(平成20年度)」

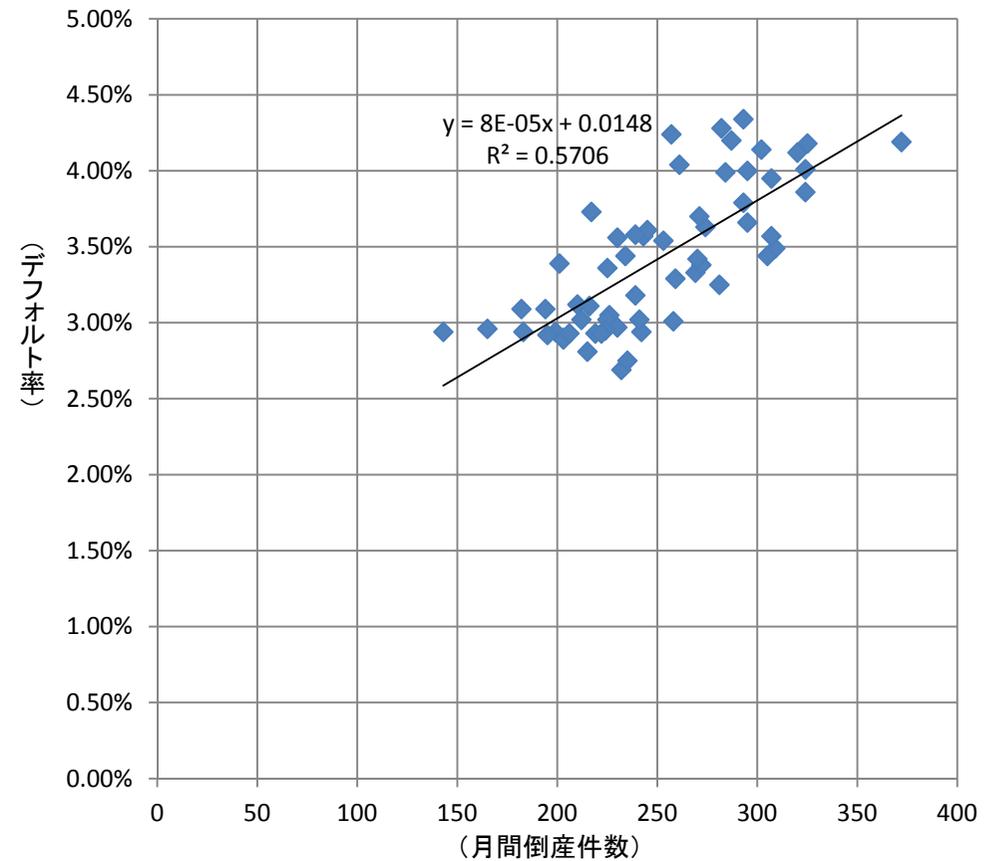
建設業のデフォルト率の推移



デフォルト率：指標上の分子は、デフォルト先(過去12ヶ月以内に、3ヶ月以上延滞先、もしくは破綻懸念先以下の債務者区分に初めて該当した債務者)の数とし、指標上の分母は、非デフォルト先(前年3月末(1月、2月については前々年3月末)時点における、正常先、要注意先のうち、過去にデフォルト先に該当したことがない債務者)の数として計算している。

(出所) デフォルト率：日本リスク・データ・バンク社 (RDB社) 資料
倒産件数：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

建設業のデフォルト率と月間倒産件数の相関



ボンド引受けのために必要な機能と引受機関

○ボンド引受けに必要な機能と主体をどのように考えることが適切か

問題意識

- ボンド引受機関は、引受けに際して、元請の資金繰り動向を含めた信用リスクを審査するとともに、元請倒産時等の保証金額確定に際しては下請の出来高を査定することが必要ではないか。
- 元請倒産時の損害額の査定(出来高査定)は保証業務の根幹であり、ボンド引受機関自ら行うことが基本。仮に第三者に委ねる場合でも、査定機関が十分な「専門性」「独立性」を有していることが必要ではないか。

論点

- 以上の条件を満たす引受機関として、次のいずれかの方向で検討してはどうか。
 - (1) 民間金融機関が元受として支払ボンドを引受け
 - (2) (1)以外の新たな元受引受機関が支払ボンドを引受け、民間金融機関はこれを補完
- あわせて、公正中立かつ信頼性がある出来高査定を行える機関が必要ではないか。

引受けリスクを抑えるための措置

○下請債権の保全を図りつつ、引受けリスクを軽減するためにどのような措置が必要か

問題意識

- 対象となる下請が明確になっていない場合は元請倒産時に混乱が生じるおそれ。
- 支払ボンド制度が導入されていない現時点において、元請倒産に係る集積リスクを軽減し、民間で支払ボンドの引受けが可能となるような措置が必要。

論点

- まずは一次下請を保証範囲とすることとしてはどうか。
- 上記の場合でも、契約書面や元請から提出された施工体制台帳及び施工体系図により明確になっている下請のみを保証範囲としてはどうか。
- 元請倒産に係る集積リスクを軽減するため、一元請・一工事当たりの保証上限額や適切な付保割合の設定が必要ではないか。

契約・取引の更なる適正化を通じた導入環境の整備

○事故時の保証金額の増大を抑えるため、どのような環境整備が必要か

問題意識

○ 支払ボンドの導入に当たっては、契約・取引の更なる適正化を通じて導入環境を整備する必要がある。

論点

○ 以下の取組を実施することが適切ではないか。

(1) 入札段階

・ダンピング対策の徹底

(2) 契約の締結時

・書面契約(元下間)

・月次、出来高払い(元下間)

を促進

(3) 契約後

・違反行為に対するペナルティ

○ これらの他に必要と考えられる取組は何か。